

高齢者スキルアップ・就職促進事業に係る提案書技術審査委員会設置要綱

1 目的

高齢者スキルアップ・就職促進事業の総合評価落札方式を実施するに当たり、次のとおり「高齢者スキルアップ・就職促進事業に係る提案書技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、高齢者スキルアップ・就職促進事業に関し、応募者の提案を総合評価基準に照らし厳正かつ適正に審査・評価を行い、その結果を支出負担行為担当官に報告する。

2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	外部有識者
副委員長	外部有識者
委員	神奈川労働局内部職員
委員	神奈川労働局内部職員

3 委員会の開催及び運営

委員会は神奈川労働局職業安定部職業対策課長が招集及び開催する。

なお、委員会の庶務は、職業安定部職業対策課が処理する。

4 設置期間

平成31年2月4日から開札時まで（予定）

5 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。